

**改正**

平成26年10月20日市長決裁

平成28年3月29日市長決裁

平成30年3月26日市長決裁

令和2年2月13日市長決裁

上尾市産業振興会議設置要綱

(設置)

**第1条** 市内産業の発展が、地域経済の活性化及び産業競争力の強化並びに新たなまちの魅力の創出に寄与することに鑑み、市民、事業者、産業関連団体及び市が一体となって産業振興のための施策を推進するため、上尾市産業振興会議（以下「産業振興会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 産業振興会議は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 産業振興に関する基本的施策に関すること。
- (2) その他産業振興の推進に関し必要な事項に関すること。

(組織)

**第3条** 産業振興会議は、委員17人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者 1人
- (2) 商業、工業、農業、観光その他の産業に関する事業又は業務に従事している者 6人以内
- (3) 金融機関を代表する者 2人
- (4) 産業を支援する機関を代表する者 2人以内
- (5) 市民で構成される団体を代表する者 2人以内
- (6) 関係行政機関の職員 2人以内
- (7) 市職員 2人以内

(委員の任期)

**第4条** 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱され、又は任命された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。

(会長及び副会長)

**第5条** 産業振興会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、産業振興会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 産業振興会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 産業振興会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 産業振興会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の会議への出席等)

**第7条** 産業振興会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(専門部会)

**第8条** 専門的な見地から検討を行うため、産業振興会議に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、会長が指名する委員をもって組織する。
- 3 専門部会に専門部会長を置き、当該専門部会を構成する委員の互選によりこれを定める。
- 4 専門部会長は、会長から要求があったときは、専門部会における調査検討の状況を産業振興会議に報告するものとする。
- 5 第5条第2項の規定は専門部会長について、第6条第1項及び前条の規定は専門部会の会議について準用する。
- 6 前各項に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、専門部会長が定める。

(報告)

**第9条** 会長は、必要に応じ、産業振興会議における検討の状況を市長に報告するものとする。

(謝金)

**第10条** 市は、委員（第3条第2項第7号に掲げる委員を除く。）に対し、産業振興会議の会議及び専門部会の会議に出席した日数に応じて、予算の範囲内で謝金を支給する。

(庶務)

**第11条** 産業振興会議の庶務は、環境経済部商工課及び同部農政課において処理する。

(委任)

**第12条** この要綱に定めるもののほか、産業振興会議の運営に関し必要な事項は、産業振興会議が

定める。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年7月4日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

**附 則** (平成26年10月20日市長決裁)

(施行期日)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の第10条の規定は、上尾市産業振興会議設置要綱の施行の日以後に開いた専門部会の会議から適用する。

**附 則** (平成28年3月29日市長決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

**附 則** (平成30年3月26日市長決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

**附 則** (令和2年2月13日市長決裁)

(施行期日)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に上尾市産業振興会議の委員である者の任期は、この要綱による改正後の上尾市産業振興会議設置要綱第4条第1項の規定にかかわらず、令和2年3月31日までとする。